

議案第12号

大口町福祉手当支給条例の一部改正について

大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、所要の整備に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町福祉手当支給条例の一部を改正する条例

大口町福祉手当支給条例（平成12年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条」を「第12条」に改める。

第3条第2号中「第2条第2項第1号から第6号まで」を「第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号」に、「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「国立療養所に入所しているもの」を「指定発達支援医療機関に入院しているもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町福祉手当支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条</u>に規定する児童相談所において、知能指数が75以下であると判定された者で、療育手帳の交付を受けたもの</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号</u>に規定する施設（母子生活支援施設及び知的障害児通園施設を除く。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第25項</u>に規定する施設に入所し、若しくは収容され、又は児童福祉法第27条第2項の規定により<u>指定発達支援医療機関</u>に入院しているもの</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>に規定する児童相談所において、知能指数が75以下であると判定された者で、療育手帳の交付を受けたもの</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(支給要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）<u>第2条第2項第1号から第6号まで</u>に規定する施設（母子生活支援施設及び知的障害児通園施設を除く。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第24項</u>に規定する施設に入所し、若しくは収容され、又は児童福祉法第27条第2項の規定により<u>国立療養所</u>に入所しているもの</p>